

# 人事委員会年報

令和5年度

三重県人事委員会



# 目 次

第1章	人事委員会の概要	1
第1節	人事委員会の組織と運営	1
1	人事委員会	1
2	委員会の開催状況	2
第2節	令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要	8
第3節	職員に関する条例案に対する意見	14
第4節	人事委員会規則等の制定及び改廃の状況	16
1	規則の制定、改廃状況	16
2	通知の制定、改廃状況	19
第5節	年間事業等の概要	21
第6節	諸会議等の開催状況	25
1	全国人事委員会連合会関係	25
2	東海・北陸人事委員会協議会関係	25
3	近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係	27
4	その他	28
第7節	人事委員会事務局の組織及び事務分掌等	29
1	組織及び事務分掌	29
2	職員の体制	30
3	歳入歳出予算・決算の概要	31
第2章	公務員制度・審査関係業務	34
第1節	公平審査	34
1	措置要求	34
2	審査請求	35
第2節	勤務条件	36
1	職務専念義務免除	36
第3節	職員団体	37
1	職員団体の登録	37
2	職員団体の登録事項変更届出	38
3	管理職員等の範囲の表	39
第4節	公平委員会の事務の受託	43
第5節	労働基準監督	44
1	勤務環境に関する実態調査	44
2	号別決定	44

3 貯蓄金管理状況報告 .....	45
4 ボイラー等性能検査 .....	46
5 ボイラー等設置届及び落成検査 .....	47
6 ボイラー等廃止報告 .....	47
7 ボイラー等休止報告 .....	47
8 クレーン設置届及び落成検査 .....	47
第3章 任用関係業務 .....	48
第1節 採用試験 .....	48
競争試験の受験資格・試験日程 .....	49
令和5年度三重県職員等採用候補者試験実施状況 .....	51
第2節 採用選考 .....	54
令和5年度採用選考の状況 .....	55
第3節 臨時的任用の承認 .....	56
第4章 給与関係業務 .....	57

# 第1章 人事委員会の概要

## 第1節 人事委員会の組織と運営

### 1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和6年3月31日現在)

区 分	氏 名	委員就任年月日	在任年数	備 考
委員長	中村 佳子	R4.7.30～ 委員長就任 R5.7.18～	1.8	(現) 株式会社丸中商店 代表取締役社長
委員 (委員長 代理)	北岡 寛之	R3.7.29～	2.8	(元) 三重県健康福祉部長
委員	浅尾 光弘	R5.7.17～	0.8	(現) 浅尾法律事務所 弁護士

## 2 委員会の開催状況

令和5年度における人事委員会の会議の開催回数は25回で、審議件数は議案63件、協議事項7件、報告事項18件の計88件となっており、その状況は次のとおりである。

【第1558回】 令和5年4月11日（火）

《議案》

- 第1号 職員団体登録事項の変更について（三重県職員労働組合）
- 第2号 職員団体登録事項の変更について（三重県教職員組合）
- 第3号 職員団体登録事項の変更について（四日市港管理組合労働組合）

《報告》

- 第1号 令和4年度職員相談について（第4四半期分）

【第1559回】 令和5年4月24日（月）

《議案》

- 第1号 令和5年度三重県職員採用候補者A試験の実施について
- 第2号 職員の任用に関する規則の一部改正について
- 第3号 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について
- 第4号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正について
- 第5号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について

《報告》

- 第1号 令和5年職種別民間給与実態調査の概要について

【第1560回】 令和5年5月29日（月）

《議案》

- 第1号 令和5年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の第1次試験合格者の決定について
- 第2号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

《報告》

- 第1号 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後における休暇等の取扱いについて

【第1561回】 令和5年6月5日（月）

《議案》

- 第1号 令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）の実施について
- 第2号 令和5年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第3号 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第4号 令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の実施について

第5号 令和5年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の実施について

第6号 令和5年度三重県警察官B採用候補者試験の実施について

【第1562回】 令和5年6月27日（火）

《議案》

第1号 課長級以上の職への採用選考について

第2号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

《報告》

第1号 人事委員会年報について

【第1563回】 令和5年7月3日（月）

《議案》

第1号 令和5年度三重県職員採用候補者A試験の第1次試験合格者の決定について

《報告》

第1号 令和5年度職員相談の状況（第1四半期分）について

【第1564回】 令和5年7月18日（火）

《協議》

第1号 委員長の選任及び委員長の職務を代理する委員の指定について

《議案》

第1号 令和5年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の最終合格者の決定について

第2号 一般任期付職員の採用等承認について

《報告》

第1号 専決処分の報告について（警視の職への採用選考）

【第1565回】 令和5年8月9日（水）

《議案》

第1号 令和5年度三重県職員採用候補者A試験の最終合格者の決定について

第2号 勤務条件に関する措置要求の受理について

第3号 令和5年（措）第1号事案に係る審理長の指定について

《報告》

第1号 人事行政の運営等の状況の報告について

第2号 令和5年人事院勧告について

【第1566回】 令和5年8月21日（月）

《協議》

第1号 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告の人事管理に関する報告事項について

【第1567回】 令和5年9月1日（金）

《協議》

第1号 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について

《報告》

第1号 令和5年（措）第1号事案について

【第1568回】 令和5年9月11日（月）

《協議》

第1号 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について

《報告》

第1号 専決処分の報告について（解雇予告除外認定）

【第1569回】 令和5年9月20日（水）

《議案》

第1号 職員団体登録事項の変更について

第2号 職員団体登録事項の変更について

《協議》

第1号 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について

【第1570回】 令和5年9月29日（金）

《議案》

第1号 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告について

《報告》

第1号 令和5年（措）第1号事案について

【第1571回】 令和5年10月6日（金）

《議案》

第1号 令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）の第1次合格者の決定について

第2号 令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の第1次試験合格者の決定について

第3号 令和5年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について

第4号 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について

第5号 令和5年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の第1次試験合格者の決定について

第6号 令和5年度三重県警察官B採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について



《報告》

第1号 令和5年度職員相談の状況（第2四半期分）について

【第1572回】 令和5年11月9日（木）

《議案》

第1号 令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）の最終合格者の決定について

第2号 令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の最終合格者の決定について

第3号 令和5年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について

第4号 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について

《報告》

第1号 令和5年度（措）第1号事案について

【第1573回】 令和5年11月24日（金）

《議案》

第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

《報告》

第1号 令和5年度（措）第1号事案について

【第1574回】 令和5年12月1日（金）

《議案》

第1号 令和5年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の最終合格者の決定について

第2号 令和5年度三重県警察官B採用候補者試験の最終合格者の決定について

【第1575回】 令和5年12月22日（金）

《議案》

第1号 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う関係規則の一部改正について

第2号 令和5年（措）第1号事案について

第3号 不利益処分についての審査請求の受理について

第4号 令和5年（不）第1号事案に係る審査長の指定について

第5号 解雇予告除外認定について

【第1576回】 令和6年1月22日（月）

《議案》

第1号 令和6年度三重県職員等採用候補者試験の日程及び受験資格について

《協議》

第1号 退職手当の返納命令処分に係る諮問について

《報告》

第1号 令和5年度職員相談の状況（第3四半期分）について

【第1577回】 令和6年2月7日（水）

《議案》

第1号 令和6年度三重県職員等採用候補者A試験総合土木（早期枠）の実施について

《報告》

第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1578回】 令和6年2月16日（金）

《議案》

第1号 令和6年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の実施について

第2号 勤務延長の期限の延長承認について

《協議》

第1号 退職手当の返納命令処分について

【第1579回】 令和6年2月22日（木）

《議案》

第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

第2号 一般任期付職員の採用等承認について

第3号 退職手当の返納命令処分に係る人事委員会の意見について

第4号 課長級及び警視以上の職への採用選考について

第5号 職員団体登録事項の変更について

【第1580回】 令和6年3月8日（金）

《議案》

第1号 警察の組織改編による職の新設等に伴う給与関係規則の一部改正について

第2号 課長級以上の職への採用選考について

《報告》

第1号 令和5年（不）第1号事案について

【第1581回】 令和6年3月15日（金）

《議案》

第1号 令和6年度民間企業等職務経験者試験の日程及び受験資格について

【第1582回】 令和6年3月22日（金）

《議案》

第1号 組織改編による職の新設等に伴う関係規則等の一部改正について

第2号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正について

第3号 三重県職員退職手当支給条例施行規則の一部改正について

第4号 課長級以上の職への採用選考について

第5号 人事委員会職員の任免について

第6号 勤務延長の期限の延長承認について

《報告》

第1号 三重県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について

## 第2節 令和5年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

令和5年10月13日 三重県人事委員会

### 【職員の給与に関する報告及び勧告】

#### ○給与勧告のポイント

##### 『2年連続で月例給・ボーナスともに引上げ』

#### 1 月例給：給料表を引上げ

- ・初任給をはじめ若年層に重点を置いて改定
- ・初任給 A試験（大学卒程度）11,000円（約6%）引上げ  
C試験（高校卒程度）12,300円（約8%）引上げ

#### 2 ボーナス：支給月数を年間0.1月分引上げ

- ・年間4.40月→4.50月

### I 本年の民間給与との比較による給与改定

#### 1 職員の給与と民間給与との比較

- ・企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の796民間事業所から抽出した159事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施
- ・4月分の公民給与について、役職・学歴・年齢別に対比して較差を算出

#### (1) 月例給

区分	金額等
民間従業員の給与 (A)	383,550円
職員(行政職)の給与 (B)	380,685円
公民較差(A)-(B)	2,865円 (0.75%)

(参考) 国

金額等
407,884円
404,015円
3,869円 (0.96%)

#### (2) ボーナス

民間事業所の支給割合は給与月額に相当しており、職員の支給月数(4.40月)が0.08月下回っていた。

#### 2 本年の民間給与との比較により改定すべき事項

##### (1) 月例給

- ・公民較差を解消するため、給料表を引上げ改定  
初任給をはじめ若年層に重点を置いて引上げ  
勧告後の初任給（給料月額+地域手当）  
A試験（大学卒程度）214,900円  
C試験（高校卒程度）181,900円

○改定内容（行政職）

区分	配分額	配分率
給料	2,712 円	0.71%
地域手当	-	-
はね返り分	131 円	0.03%
計	2,843 円	0.75%

(注) ・「はね返り分」とは、給料表の引上げ改定により地域手当等の額が増加する分  
 ・配分率については、各項目で四捨五入しているため計と一致しない

(2) ボーナス

- ・職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.40 月）が、民間の特別給の支給割合（4.48 月）を下回っていることから、支給月数を 4.50 月に引上げ  
 ※支給月数は従来から 0.05 月単位で改定
- ・引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ配分

○改定後の支給月数（一般の職員の場合）

		6 月期	12 月期
令和 5 年度	期末手当	1.2 月 (支給済)	1.25 月 (現行 1.2 月)
	勤勉手当	1.0 月 (支給済)	1.05 月 (現行 1.0 月)
令和 6 年度 以降	期末手当	1.225 月 (前年 1.2 月)	1.225 月 (前年 1.25 月)
	勤勉手当	1.025 月 (前年 1.0 月)	1.025 月 (前年 1.05 月)

(3) 初任給調整手当

- ・医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ

3 実施時期

- (1) 及び (3) 令和 5 年 4 月 1 日
- (2) 令和 5 年 12 月 1 日 (令和 6 年度以降の改定は、令和 6 年 4 月 1 日)

参 考

勧告どおり本年の民間給与との比較による給与改定が実施された場合の職員給与

改定前 (A)		改定後 (B)		差額 (B) - (A)	
月例給	年間給与	月例給	年間給与	月例給	年間給与
380,685 円	6,311 千円	383,528 円	6,399 千円	2,843 円	.88 千円

- (注) 1 行政職 4,781 人 (平均年齢 43.7 歳 平均経験年数 22.0 年) の平均  
 2 年間給与は月例給与とボーナスの合計

## II 獣医師に対する初任給調整手当の改定

- ・安定的な採用が困難な獣医師の人材確保のため、他の都道府県における給与上の処遇改善の状況等をふまえ、初任給調整手当の月額の上限を 30,000 円から 50,000 円に引き上げ、支給期間については上限を 12 年から 15 年に延長
- ・令和 6 年 4 月 1 日から実施

## III その他の課題

### 1 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

- ・本年 8 月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」、「働き方やライフスタイルの多様化への対応」における給与制度のアップデートの骨格案が整理・公表されたことから、本委員会においては、引き続き人事院の動向を注視するとともに、本県の状況をふまえた対応を検討していく必要

### 2 教育職員給与

- ・令和 5 年 5 月に中央教育審議会が、文部科学大臣の諮問「質の高い教師を確保するための環境整備に関する総合的な方策について」を受け、処遇改善のあり方について検討。本委員会としてもその動向を注視していく必要

## 【人事管理に関する報告】

### 1 人材の確保

- ・多様で有為な人材を確保し行政課題に安定して対応するために、採用数は長期的視点に立ち、適切な規模で維持されることが妥当
- ・試験のあり方については、試験結果や任命権者が策定予定である「三重県人材マネジメント戦略（仮称）」の方針等をもとに引き続き検討
- ・民間企業等における多様な経験や高度な専門性を有する人材の確保も必要  
採用手法、人材育成、給与等のあり方について一体的な取組の推進が必要
- ・若手職員の離職者数が増加傾向。人材の定着につなげるため、マネジメントの改善や、やりがいを持って働くことができる勤務環境の確保が重要
- ・教員や警察官についても、勤務環境の改善等を通じて、人材の確保につなげる  
ことが必要

### 2 適切な人材活用等による組織力の向上

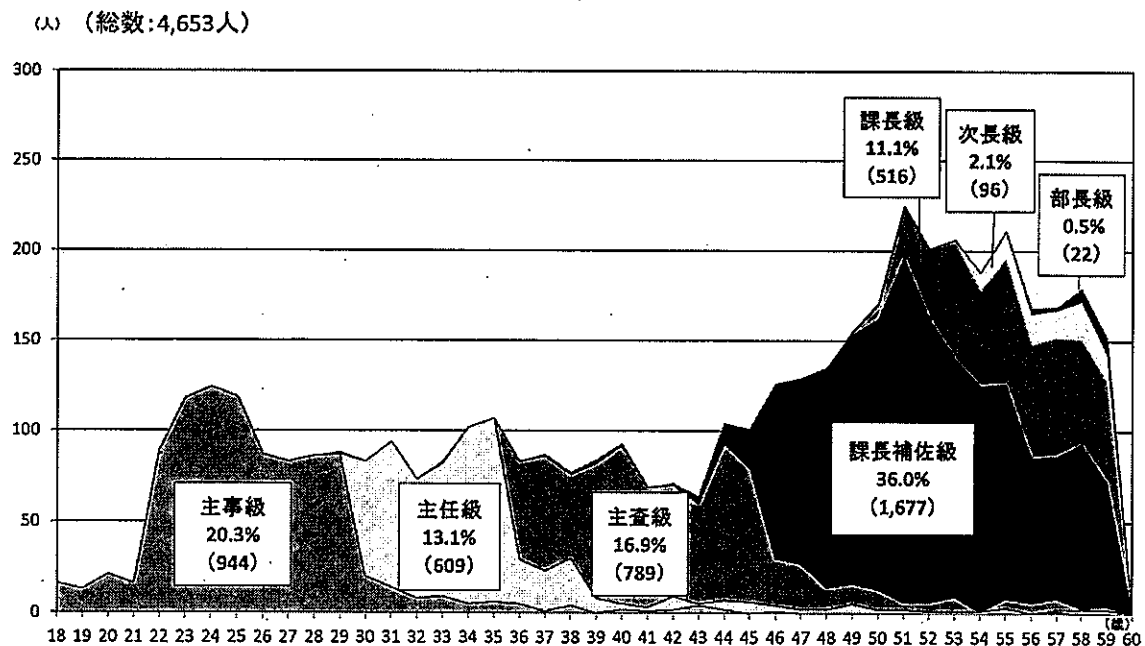
#### (1) 組織全体で取り組む人材育成

##### ア 若手・中堅職員の人材育成

- ・若手・中堅職員は、自身のキャリアパスがこれまでの一般的なキャリアパスと異なる可能性があることを認識し、今後組織の中で必要な能力や積むべき経験について、主体的に考え学んでいくことが重要

#### 【年齢・職級別職員構成】

(令和5年4月1日現在)



(注)「令和5年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校の行政職給料表・研究職給料表・医療職給料表(二)・医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

## イ 能力や適性に基づいた人材育成

- ・組織の活力を一層高めるため、職員一人ひとりの能力・適性に基づいた、よりきめ細かい人材育成に取り組むことが重要

## (2) 適切な人事評価に基づく人事管理

- ・管理職員は、困難度や重要度等を考慮したふさわしい目標設定や、職員の果たすべき役割を明確にすることが必要
- ・職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握し、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価がなされるよう、適切に人事管理を進めることが必要

## (3) 60歳を超えて働く職員の活用

- ・高齢層の職員は、社会の急速な変化や求められる能力に係る情報のアンテナを立てておくことも重要  
変化する働き方に柔軟に対応することが必要
- ・役職定年制により管理職員から降任した職員、役職定年者以外の60歳を超える職員、暫定再任用職員、60歳以下の職員が互いに好影響を与えながら職務を遂行していく職場を作ることにより、組織力を向上していくことが必要

## (4) DXの推進による組織力の向上

- ・職員一人ひとりが、DX推進の意義等を十分に理解し、自分は当事者であるという意識を持つことで効果的に取組を推進し、組織力向上につなげていくことが重要

## (5) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

- ・職員の非違行為には、厳正な対処とともに、職員個人の不断の資質向上と、職員が意欲的に仕事に取り組むことのできる環境づくりの推進が必要
- ・不適切事務の防止に向け、職員一人ひとりがリスクを日常的に意識すること等を目的として、内部統制制度に取り組むことが必要

## (6) 非常勤職員に係る人事管理

- ・非常勤職員一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、引き続き働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが必要



### 3 勤務環境の整備

#### (1) 知事部局等における労務管理の推進

- ・引き続き業務の見直しやワーク・マネジメントを行い、長時間労働の是正に取り組むことが必要
- ・長時間労働是正に向け、業務改善の取組と並行して、業務量に応じた柔軟で適切な人員配置を行うことも重要
- ・環境の変化や新たな業務への適応に不安があると考えられる若手職員が、メンタルヘルス不調に陥らないよう働きかけることが重要

#### (2) 学校現場における労務管理の推進

- ・時間外上限時間の遵守に向けて、引き続き県及び市町の教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進し、長時間労働の是正に取り組むことが必要
- ・業務の適正化については、優先順位をふまえて業務を見直すなど、必要な取組を精選することが、教育の質の向上からも重要
- ・臨床心理士等の専門家からの助言もふまえ、メンタルヘルス対策がより効果的な取組となるよう進めていくことが必要

#### (3) 警察における労務管理の推進

- ・職員のメンタルヘルスについて、管理職員に研修等で意識啓発を行っていくことが必要
- ・ワークとライフのバランスについて、職員が能力を最大限発揮できるように、勤務環境を整備していくことが重要

#### (4) 柔軟かつ多様な働き方

- ・在宅勤務制度、早出遅出勤務制度については、職員の希望や事情に応じた働き方が可能な勤務環境であることが必要
- ・全ての職員が自らのライフスタイルに応じて安心して働くことができるよう、組織全体で人員体制や業務量の適正化を図ることが重要

#### (5) ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメントを当事者間の個人的な問題として片づけるのではなく、組織全体で対応すべき問題としてとらえることが必要
- ・管理職員はもとより職員一人ひとりが、風通しの良い職場づくりを心掛けることが重要

### 第3節 職員に関する条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、三重県議会から職員に適用される基準の実施、その他職員に関する条例案に対する意見を求められ、意見を提出した。

その概要は、次表のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R5.11.24  〔令和5年 定例会〕	議案 第78号 議案 第80号	・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本委員会が令和5年10月13日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認めます。
	議案 第79号 議案 第81号	・ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うものであり、適当と認めます。

R6.2.22 〔令和6年 定例会〕	議案 第22号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する人事委員会の意見</li> </ul>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案第2条は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に鑑み、規定を整備するものであり、適当と認めます。</p>
	議案 第28号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見</li> </ul>	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方自治法の一部改正等に鑑み、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に係る規定等を整備するものであり、適当と認めます。</p>

## 第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

### 1 規則の制定、改廃状況

令和5年度に人事委員会が制定、改廃した人事委員会規則は、次表のとおりである。

#### (1) 公務員制度・審査関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 15-0	R5.4.28 〔R5.4.28 施行〕 〔R5.4.1 適用〕	職員の退職管理に関する規則	職の新設、改廃に伴い、所要の改正を行った。
人委規則 12-4	R6.3.29 (R6.4.1)	管理職員等の範囲を定める規則	組織改正に伴い、所要の改正を行った。

#### (2) 任用関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 6-5	R5.4.25 (R5.4.25)	職員の任用に関する規則	社会人を対象とした職員採用候補者試験の廃止に伴い、規定の整備を行った。

#### (3) 給与関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 昭和30年 第4号	R5.4.25 (R5.4.25)	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者のうち、特2級から3級に昇格した職員の給料月額の取扱いについて、規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-7	R5.4.25 (R5.4.25)	職員の初任給、昇格、 昇給等の基準に関する 規則の一部を改正する 規則	社会人採用試験の廃止に伴い、規 定の整備を行った。
共同規則 昭和 45 年 第 21 号	R5.4.25 (R5.4.25)	公立学校職員の初任 給、昇格、昇給等の基 準に関する規則の一部 を改正する規則	社会人採用試験の廃止に伴い、規 定の整備を行った。
人委規則 7-4	R5.5.30 R5.5.30 施行 R5.4.1 適用	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	警察特殊業務手当の見直しに伴 い、規定の整備を行った。
人委規則 7-4	R5.6.30 (R5.6.30)	職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改 正する規則	新型コロナウイルス感染症におけ る感染症法上の分類の見直しに伴 い、規定の整備を行った。
人委規則 7-7	R5.12.22 R5.12.22 施行 R5.4.1 適用	職員の初任給、昇格、 昇給等の基準に関する 規則の一部を改正する 規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給 対応表及び降格時号給対応表の一 部を改正した。
共同規則 昭和 45 年 第 21 号	R5.12.22 R5.12.22 施行 R5.4.1 適用	公立学校職員の初任 給、昇格、昇給等の基 準に関する規則の一部 を改正する規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給 対応表及び降格時号給対応表の一 部を改正した。
人委規則 7-16	R5.12.22 ①については R5.12.22 施行 R5.12.1 適用 ②については R6.4.1 施行	職員の期末手当及び勤 勉手当に関する規則の 一部を改正する規則	①令和 5 年 12 月期の勤勉手当の 成績率の上限を改正した。 ②令和 6 年 6 月期以降の勤勉手当 の成績率の上限を改正した。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
共同規則 昭和39年 第2号	R5.12.22 ①については R5.12.22 施行 R5.12.1 適用 ②については R6.4.1 施行	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	①令和5年12月期の勤勉手当の成績率の上限を改正した。 ②令和6年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改正した。
人委規則 7-27	R5.12.22 ①については R5.12.22 施行 R5.4.1 適用 ②については R6.4.1 施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	①医療職給料表(一)の改定による医師及び歯科医師に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げに伴い、職員の区分及び期間の区分に応じた支給額を国に準じて改定した。 ②獣医師に支給される初任給調整手当の支給限度額の引上げ等に伴い、期間の区分に応じた支給額を改定した。
人委規則 7-77	R5.12.22 (R6.4.1)	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給対象外職員、支給日、基礎額、支給割合、期間率、勤務期間及び成績率等に関し必要な事項を定めた。
共同規則 令和元年 第5号	R5.12.22 (R6.4.1)	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給対象外職員、支給日、基礎額、支給割合、期間率、勤務期間及び成績率等に関し必要な事項を定めた。
人委規則 7-12	R6.3.12 (R6.3.18)	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察の組織改編による職の新設等に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-75	R6.3.12 (R6.3.18)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	警察の組織改編による職の新設等に伴い、規定の整備を行った。

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-12	R6.3.26 (R6.4.1)	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改編による職の新設等に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-75	R6.3.26 (R6.4.1)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編による職の新設等に伴い、規定の整備を行った。
共同規則 昭和30年 第4号	R6.3.26 (R6.4.1)	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	小学校の移転等に伴い、規定の整備を行った。

## 2 通知の制定、改廃状況

令和5年度に人事委員会が制定、改廃した任命権者あての規則の運用等に関する通知は、次表のとおりである。

### (1) 公務員制度・審査班関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第10号	R5.4.25 (R5.4.25)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用方針について	特例時間外勤務状況報告書の様式を変更した。
人委 第16号	R5.5.2 (R5.5.8)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用方針について	第11条関係第21号に規定する特別休暇から、「5 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合」を削除した。
	R5.5.2 (R5.5.7)	新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて	本通知を廃止した。

## (2) 任用関係

文書の 番号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
		該当なし	

## (3) 給与関係

文書の 番号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第 26 号	R5.5.30 (R5.5.30 施行 R5.4.1 適用)	「職員の特殊勤務手当 に関する規則の運用に ついて」の一部改正	職員の特殊勤務手当に関する規則 の一部改正に伴い、規定の整備を 行った。
人委 第 136 号	R5.12.22 (R5.12.22)	「令和 5 年改正給与条 例の施行に伴い令和 4 年改正給与条例附則第 5 項から第 7 項までの 規定による給料の額が 減少した場合等におけ る職員に対する通知に ついて」の制定	「職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例」の施行に伴 い、給料月額の上昇により給料 の差額が減少又は支給されないこ ととなった職員に対する通知につ いて規定した。
人委 第 170 号	R6.2.29 (R6.2.29 施行 R5.10.26 適用)	「職員の給与の支給に 関する規則の運用につ いて」の一部改正	扶養親族の所得の取扱いについて 規定の整備を行った。
人委 第 179 号	R6.3.26 (R6.4.1)	「会計年度任用職員の 報酬、費用弁償及び期 末手当に関する規則の 運用について」の一部 改正	会計年度任用職員の報酬、費用弁 償及び期末手当に関する規則の一 部改正に伴い、規定の整備を行っ た。
人委 第 183 号	R6.3.26 (R6.3.26)	「職員の給与の支給に 関する規則の運用につ いて」の一部改正	管理職手当の支給に関する規定の 整備を行った。
人委 第 184 号	R6.3.26 (R6.4.1)	「職員の特殊勤務手当 に関する規則の運用に ついて」の一部改正	職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部改正に伴い、規定の整備を 行った。



## 第 5 節 年間事業等の概要

令和5年度における人事委員会の事業等の概要は次表のとおりである。

年月日	事業等の概要
R 5. 4.3 11 24	人事異動 新規採用者辞令交付式（県庁講堂） 第1558回人事委員会定例会議(委員会室) 第1559回人事委員会定例会議(委員会室) 令和5年職種別民間給与実態調査（6/16まで）
R 5. 5.9 14 21 29 31	令和5年度三重県職員採用候補者A試験申込受付（5/30まで） 令和5年度警察官A採用候補者試験（1回目）第1次試験実施（三重県警察学校） 選考試験実施（吉田山会館） 第1560回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度警察官A採用候補者試験（1回目）第1次試験合格者発表
R 5. 6.1 5 18 19 27 29	令和5年度東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（書面開催） 第1561回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験実施（津高校） 令和5年度警察官A採用候補者試験（1回目）第2次試験実施（津庁舎）（6/23まで） 第1562回人事委員会定例会議（委員会室） 第131回全国人事委員会連合会総会
R 5. 7.3 5 6 9	第1563回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験合格者発表 令和5年度近畿、東海北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（書面開催） 全国人事委員会連合会公平審査事務研修会（7/7まで） 選考試験実施（吉田山会館他）

年月日	事業等の概要
R5. 7.14        15 16 18 23 25	令和5年度警察官A採用候補者試験（2回目）申込受付（8/21まで） 令和5年度警察官B採用候補者試験申込受付（8/21まで） 令和5年度三重県職員採用候補者B試験申込受付（8/21まで） 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験申込受付（8/21まで） 令和5年度三重県職員採用候補者C試験申込受付（8/21まで） 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者C試験申込受付（8/21まで） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）申込受付（8/24まで） 令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験申込受付（8/24まで） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験第2次試験実施（県庁講堂他） 選考試験実施（吉田山会館） 第1564回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験第2次試験実施（吉田山会館）（8/2まで） 令和5年度警察官A採用候補者試験（1回目）最終合格者発表
R5.  8.9 10 14 17 21	第1565回人事委員会定例会議（委員会室） 人事院勧告説明会（Web開催） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験最終合格者発表 令和5年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考申込受付（9/15まで） 第1566回人事委員会定例会議（委員会室）
R5.  9.1 11 12 17  20 24    29	第1567回人事委員会定例会議（委員会室） 第1568回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度東海・北陸人事委員会協議会事務局長会議（Web開催） 令和5年度警察官A採用候補者試験（2回目）第1次試験実施（三重県警察学校） 令和5年度警察官B採用候補者試験第1次試験実施（三重県警察学校他） 第1569回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度三重県職員採用候補者B試験第1次試験実施（津高校） 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第1次試験実施（津高校） 令和5年度三重県職員採用候補者C試験第1次試験実施（津高校他） 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第1次試験実施（津高校他） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）第1次試験実施（津高校） 令和5年度三重県職員採用候補者試験民間企業等職務経験者試験第1次試験実施（津高校） 第1570回人事委員会定例会議（委員会室）

年月日	事業等の概要
R5. 10.6 11        13 20  21 22 23  25  28	第1571回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度警察官A採用候補者試験（2回目）第1次試験合格者発表 令和5年度警察官B採用候補者試験第1次試験合格者発表 令和5年度三重県職員採用候補者B試験第1次試験合格者発表 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第1次試験合格者発表 令和5年度三重県職員採用候補者C試験第1次試験合格者発表 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第1次試験合格者発表 令和5年度三重県職員採用候補者試験A試験（秋季）第1次試験合格者発表 令和5年度三重県職員採用候補者試験民間企業等職務経験者試験第1次試験合格者発表 令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告 令和5年度三重県職員採用候補者B試験第2次試験実施（県庁講堂） 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第2次試験実施（県庁講堂） 令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）第2次試験実施（県庁講堂他）（10/22まで） 令和5年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第1次選考実施（津庁舎） 令和5年度三重県職員採用候補者C試験第2次試験実施（吉田山会館他）（10/24まで） 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第2次試験実施（吉田山会館他） 令和5年度三重県職員採用候補者B試験第2次試験実施（吉田山会館）（10/26まで） 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第2次試験実施（吉田山会館）（10/26まで） 令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験第2次試験実施（吉田山会館）
R5. 11.8 9 10  12 14     24  26 27	令和5年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第1次選考合格者発表 第1572回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度警察官A採用候補者試験（2回目）第2次試験実施（吉田山会館）（11/16まで） 令和5年度警察官B採用候補者試験第2次試験実施（吉田山会館）（11/13まで） 選考試験実施（吉田山会館） 令和5年度三重県職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和5年度三重県職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和5年度市町立小中学校職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和5年度三重県職員採用候補者A試験（秋季）最終合格者発表 令和5年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験最終合格者発表 三重県庁秋のオンライン個別相談会（Web開催）（11/30まで） 第1573回人事委員会定例会議（委員会室） 選考試験実施（吉田山会館） 令和5年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第2次選考実施（津庁舎）（12/7まで）

年月日	事業等の概要
R5. 12.1 5 6 9 14 15 16 22 26	第1574回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度東海北陸人事委員会協議会給与事務専門部会（Web開催） 令和5年度警察官A採用候補者試験（2回目）最終合格者発表 令和5年度警察官B採用候補者試験最終合格者発表 三重県庁おしごと説明会in関西（AP大阪駅前） 令和5年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考最終合格者発表 三重県庁魅力発見オンライン講座（Web開催） 三重県庁おしごと説明会in三重（勤労者福祉会館） 第1575回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県庁現場説明会「工事現場に行ってみよう」（松阪庁舎）
R6. 1.21 22 25 31	選考試験実施（吉田山会館） 第1576回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度東海・北陸人事委員会協議会公平・労基事務専門部会（Web開催） 三重県庁冬のオンライン個別相談会（Web開催）（2/8まで）
R6. 2.4 7 13 16 22 29	選考試験実施（吉田山会館他） 第1577回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県職員ガイダンス（県庁他）（2/21まで） 第1578回人事委員会定例会議（委員会室） 第1579回人事委員会定例会議（委員会室） 令和5年度東海・北陸人事委員会協議会任用事務専門部会（書面開催）
R6. 3.8 9 15 22 29	第1580回人事委員会定例会議（委員会室） 三重県職員等採用試験説明会（勤労者福祉会館・Web開催） 第1581回人事委員会定例会議（委員会室） 第1582回人事委員会定例会議（委員会室） 令和4・5年度全国人事委員会連合会審査部会第3回研究会（Web開催）

## 第6節 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は次表のとおりである。

### 1 全国人事委員会連合会関係

#### (1) 全国人事委員会連合会総会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.6.29	第131回総会	1 令和4年度決算について 2 令和5年度事業計画案及び予算案について 3 第132回総会について 4 第67回公平審査事務研修会について 5 令和6・7年度専門部会の運営について

#### (2) 全国人事委員会連合会審査部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.7.13 Web開催	令和4・5年度 全国人事委員会 連合会審査部会 第4回研究会	1 各班の班長による最終草案の概要説明について 2 同草案に対する意見への回答・質疑について

### 2 東海・北陸人事委員会協議会関係

#### (1) 委員長・事務局長合同会議及び事務局長会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.6.1 書面開催	令和5年度 東海・北陸 人事委員会協議会 委員長・事務局長 合同会議	1 令和4年度事業報告及び決算について

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.9.12 Web開催	令和5年度 東海・北陸人事委員 会協議会事務局長 会議	令和5年給与勧告等の対応について

(2) 公平・労基事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R6.1.25 Web開催	令和5年度 東海・北陸人事委員 会協議会公平・労基 事務専門部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員からのパワハラに関する苦情相談対応について</li> <li>2 匿名かつ文書での苦情相談の対応について</li> <li>3 労働基準監督権に基づく事業所調査の実施状況について</li> <li>4 勤務条件調査に係る調査の実施状況について</li> <li>5 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働に関する許可・届について</li> <li>6 36協定の締結・届出時期の取扱いについて</li> <li>7 心身の故障による分限休職中の産前産後休暇（特別休暇）取得について</li> <li>8 新たな化学物質規制にかかる官公署や12号事業所等に対する労働基準監督としての対応について</li> </ol>

### (3) 任用事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R6.2.29 書面開催	令和5年度 東海・北陸人事委員 会協議会任用事務 専門部会	1 就職・転職情報サイトへの採用情報 掲載について 2 人事委員会主催の業務説明会の見直 について 3 就職氷河期試験の今後について 4 採用広報活動の実施状況及び効果検 証方法等について 5 広報活動について

### (4) 給与事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.12.5 Web開催	令和5年度 東海・北陸人事委員 会協議会給与事務 専門部会	給与勉強会 (給与制度等に関する意見交換について)

## 3 近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係

### (1) 委員長・事務局長合同会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.7.5 書面開催	令和5年度 近畿、東海・北陸 人事委員会協議会 委員長・事務局長 合同会議	1 採用候補者名簿の有効期間及び取扱 い等の状況について 2 教育職の再任用職員の給料月額に ついて 3 苦情相談（人事相談）について

#### 4 その他

##### (1) 職員採用関係

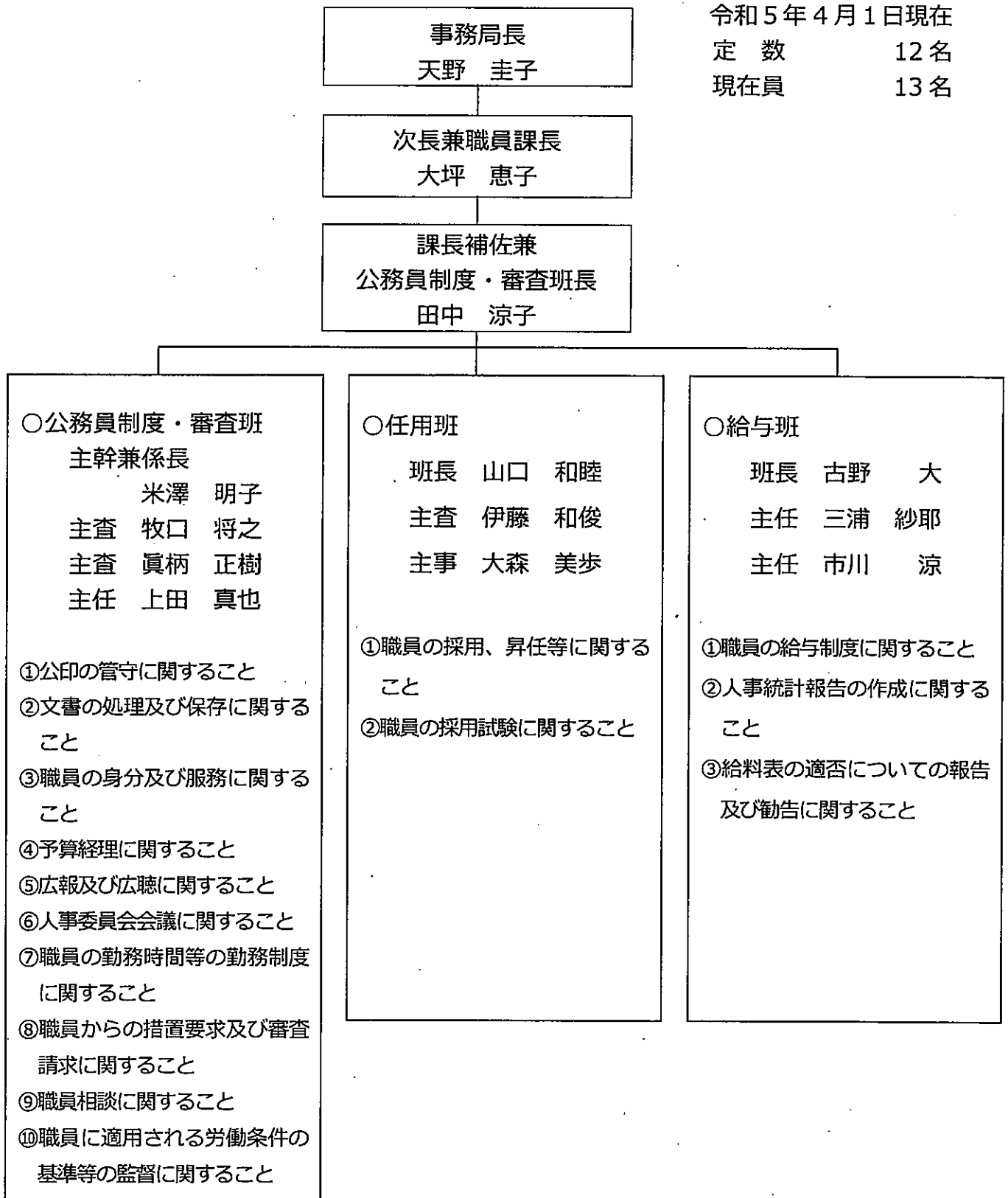
開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R5.12.15 Web開催	三重県庁魅力発見 オンライン講座	1 県の業務概要説明「三重県職員の基礎知識」 2 先輩職員による講演「若手のびのび三重県庁～キャリアもライフもいい感じ～」 3 若手職員トークセッション
R6.3.9 対面及び Web開催	三重県職員等採用 試験説明会	1 先輩職員の体験談・フリートーク 2 業務内容・試験制度の説明 3 個別相談



第7節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等

1 組織及び事務分掌

人事委員会事務局の組織・職員の定数及び配置状況並びに事務分掌は、次のとおりである。



## 2 職員の体制

人事委員会事務局職員の人事異動に伴う体制は、次表のとおりである。

(令和5年4月～令和6年3月)

職 名	氏 名	摘 要	
事務局長	天野 圭子	R4.4.1～	
次長兼 職員課長	大坪 恵子	R4.4.1～	R6.3.31 出向
課長補佐兼 公務員制度・審査班 班長	田中 涼子	R5.4.1～	
公務員制度・審査班 主幹兼係長	米澤 明子	R4.4.1～	R6.3.31 出向
主査	牧口 将之	R3.4.1～	
主査	眞柄 正樹	R2.4.1～	
主任	上田 真也	R5.4.1～	
任用班 班長	山口 和睦	R5.4.1～	R6.3.31 出向
主査	伊藤 和俊	H31.4.1～	R6.3.31 出向
主事	大森 美歩	R5.4.1～	
給与班 班長	古野 大	R4.4.1～	
主任	三浦 紗耶	R4.4.1～	
主任	市川 涼	R3.4.1～	

### 3 歳入歳出予算・決算の概要

人事委員会事務局の歳入歳出予算及び決算の概要は、次表のとおりである。

#### (1) 歳入

(単位：円)

区分 予算科目	令和4年度		令和5年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
第9款 国庫支出金	0	109,620	0	0
第2項 国庫補助金	0	109,620	0	0
第1目 総務費補助金	0	109,620	0	0
新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金	0	109,620	0	0
第12款 繰入金	712,000	712,000	1,515,000	1,515,000
第2項 基金繰入金	712,000	712,000	1,515,000	1,515,000
第1目 基金繰入金	712,000	712,000	1,515,000	1,515,000
基金繰入金	712,000	712,000	1,515,000	1,515,000
第14款 諸収入	75,000	76,145	76,000	82,166
第5項 受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
第1目 総務関係 受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
公平事務 受託事業収入	14,000	14,000	14,000	14,000
第8項 雑入	61,000	62,145	62,000	68,166
第2目 雑入	61,000	62,145	62,000	68,166
雑入	61,000	62,145	62,000	68,166

## (2) 歳出 (予算科目 第2款総務費、第9項人事委員会費、第1目人事委員会費)

(単位:円)

区 分 予算科目	令和4年度		令和5年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
目 人事委員会費	123,328,000	122,250,090	122,478,000	120,451,044
報 酬	7,563,000	7,435,877	8,001,000	7,779,580
給 料	50,574,000	50,554,800	48,956,000	48,953,845
職員手当等	35,764,000	35,621,211	35,707,000	35,239,776
扶養手当	560,000	559,500	759,000	758,476
通勤手当	1,232,000	1,231,200	1,466,000	1,447,930
期末勤勉手当	22,630,000	22,622,123	23,226,000	23,225,110
時間外勤務手当	5,308,000	5,213,687	4,730,000	4,395,433
管理職手当	2,111,000	2,110,800	2,111,000	2,110,800
管理職特別勤務手当	19,000	0	19,000	0
休日勤務手当	56,000	38,354	82,000	17,500
地域手当	2,504,000	2,501,547	2,437,000	2,435,618
住居手当	1,344,000	1,344,000	877,000	848,909
共 済 費	18,481,000	18,453,715	17,170,000	17,126,120
共済負担金	17,993,000	17,966,265	16,737,000	16,717,735
社会保険料	488,000	487,450	433,000	408,385
報 償 費	0	0	12,000	4,500
旅 費	938,000	594,260	956,000	547,193
交 際 費	20,000	0	20,000	0
需 用 費	2,448,000	2,419,455	3,231,000	2,949,274
消耗品費	1,369,000	1,367,108	1,685,000	1,572,355
印刷製本費	1,077,000	1,052,347	1,544,000	1,376,919
修繕料	2,000	0	2,000	0
役 務 費	831,000	676,334	867,000	745,584
通信運搬費	797,000	645,320	788,000	683,532
手数料	22,000	19,514	55,000	52,052
傷害保険料	12,000	11,500	24,000	10,000
委 託 料	3,424,000	3,314,038	3,325,000	3,086,694
使用料及び賃借料	905,000	816,500	1,533,000	1,366,978
備品購入費	82,000	81,400	121,000	82,500
負担金補助及び交付金	2,298,000	2,282,500	2,579,000	2,569,000

## (3) 事業細目別歳出

(単位：円)

区 分 予算科目	令和4年度		令和5年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
人事委員会費	123,328,000	122,250,090	122,478,000	120,451,044
総務費	113,453,000	112,963,968	111,298,000	110,383,763
調査費	550,000	482,727	710,000	654,386
試験実施費	9,072,000	8,601,715	10,180,000	9,201,572
審査費	253,000	201,680	290,000	211,323

## 第2章 公務員制度・審査関係業務

### 第1節 公平審査

#### 1 措置要求

令和5年度においては、次表のとおり、勤務条件に関する新たな措置要求事案が1件あった。

区分	R5.3.31 現在の未処 理件数	R5.4.1～ R6.3.31 の措置要求件数	R5.4.1～ R6.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R6.3.31 現在の未処理 件数
				R5.3.31 現在の未処理 件数にかか る処理件数	R5.4.1～ R6.3.31 の措置要求 にかかる処理 件数	
給与						
旅費						
勤務時間		1	1		1	
休暇						
執務環境						
厚生福利						
転任						
その他						
合計		1	1		1	

## 2 審査請求

令和5年度においては、次表のとおり、不利益処分に関する新たな審査請求事案が1件あった。

区分	R5.3.31 現在の未処 理件数	R5.4.1～ R6.3.31 の審査請求件数	R5.4.1～ R6.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R6.3.31 現在の未処理 件数
				R5.3.31 現在の未処理 件数にかか る処理件数	R5.4.1～ R6.3.31 の審査請求 にかかる処理 件数	
分 限 処 分	降給					
	降任					
	休職					
	免職					
懲 戒 処 分	戒告					
	減給					
	停職					
	免職		1			1
転任						
その他						
合計		1				1

## 第2節 勤 務 条 件

### 1 職務専念義務免除

令和5年度において、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和29年三重県人事委員会規則12-3）第2条第11号及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第14条第2項第3号の規定に基づき、職務専念義務の免除又は福利厚生等休暇を承認した事例はない。



### 第3節 職員団体

#### 1 職員団体の登録

地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(令和6年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・非法人の別	役員数	登録年月日	登録番号
三重県職員労働組合	津市広明町 13番地	中央執行委員長 鳥羽 幸也	非法人	21名	S41.10.12	1
三重県教職員組合	津市桜橋2丁目 142番地	中央執行委員長 山門 真	法人	14名	S41.10.12	2
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	津市寿町7-50 みえ労連内	執行委員長 大原 敦子	非法人	8名	H17.5.25	3
四日市港管理組合 労働組合	四日市市 霞二丁目 1番地の1	執行委員長 森田 亜以	非法人	11名	H22.7.12	4
三重県職員現業評議会	津市広明町 13番地	議長 林 裕記	非法人	9名	H29.10.1	5
三重部活動問題 レジスタンス	四日市市川島町 6200-185	委員長 長谷川 祐希	非法人	3名	R4.5.26	6

## 2 職員団体の登録事項変更届出

令和5年度、地方公務員法第53条第9項の規定に基づく職員団体における登録事項の変更手続の提出は次表のとおりである。

職員団体名	変更の内容	申請年月日	登録年月日
三重県職員労働組合	役員の変更	R5.4.1	R5.4.11
三重県教職員組合	役員の変更	R5.4.1	R5.4.11
四日市港管理組合 労働組合	役員の変更	R5.4.1	R5.4.11
みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン	役員の変更	R5.9.6	R5.9.20
三重部活動問題 レジスタンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員の住所及び事務所所在地の変更</li> <li>・ 役員の変更</li> </ul>	R5.9.13 R6.2.6	R5.9.20 R6.2.22

3 管理職員等の範囲の表

地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、人事委員会により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等の範囲を定めている。令和 6 年 3 月 31 日に公布した管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

適用 年月日	内 容	
R6.4.1	本 庁	議会事務局 事務局長 次長 課長 調整監 政策法務監 副参事 総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（議長及び副議長の秘書並びに人事担当のものに限る。）
	本 庁	知事部局 危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 子ども政策総括監 児童虐待対策総括監 廃棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の声相談監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 プロモーション推進監 人権・危機管理監 コンビナート防災監 地域共生社会推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政策・輸出促進監 建設企画監 建築審査監 検査監 部の人事を担当する班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当のものに限る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容		
R6.4.1	本 庁	出納局	会計管理者 出納局長 副局長 課長 専門監 会計支援監 出納総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（ 人事担当のものに限る。）
R6.4.1	本 庁	教育委員会 事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課 長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防 災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事 教育総務課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（法令及び教育長秘書 担当のものに限る。） 教育政策課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（教育改革担当のものに限 る。） 教職員課班長、主幹、係長、主査、主任、主事 及び技師（人事、組織、採用及び法令担当のものに限 る。） 福利・給与課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（給与担当のものに限る。） 市町教育支 援・人事担当主幹、主査、主任及び主事
	本 庁	選挙管理委 員会事務局	書記長
	本 庁	人事委員会 事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査 主任 主 事及び技師
	本 庁	監査委員事 務局	事務局長 次長 課長 班長、監査主幹、係長又は監査主査 （人事担当のものに限る。）
	本 庁	労働委員会 事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査
	本 庁	海区漁業調 整委員会事 務局	事務局長 主幹又は主査（人事担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容	
R6.4.1	地域機関	<p>地域防災総合事務所 所長 副所長 室長 人権啓発監 副参事 専門監</p> <p>地域活性化局 局長 副局長 室長 人権啓発監 副参事 専門監</p> <p>消防学校 校長 副校長 副参事</p> <p>東京事務所 所長 副所長</p> <p>県税事務所 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p> <p>自動車税事務所 所長 副所長</p> <p>保健所 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p> <p>福祉事務所 所長 副参事 専門監</p> <p>児童相談所 所長 副所長 室長 副参事</p> <p>食肉衛生検査所 所長 副所長 副参事</p> <p>動物愛護推進センター 所長</p> <p>保健環境研究所 所長 室長 精度管理監 総括研究員 副参事</p> <p>女性相談支援センター 所長</p> <p>国児学園 園長 副園長</p> <p>障害者相談支援センター 所長 副参事</p> <p>子ども心身発達医療センター センター長 副センター長 部長 副参事</p> <p>公衆衛生学院 院長 事務長</p> <p>こころの健康センター 所長 副所長 副参事 専門監</p> <p>人権センター 所長 副所長 副参事</p> <p>図書館 館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>総合博物館 館長 副館長 室長 専門監 副参事</p> <p>美術館 館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>斎宮歴史博物館 館長 専門監 副参事</p> <p>農林水産事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>農林事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>農政事務所 所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>病害虫防除所 所長 副所長</p> <p>家畜保健衛生所 所長 副所長 副参事 支所長</p> <p>農業研究所 所長 副所長 総括研究員 副参事 室長</p> <p>畜産研究所 所長 研究管理監 総括研究員 副参事</p>

適用 年月日	内 容	
	林業研究所 水産研究所 中央農業改良普及センター 農業大学校 関西事務所 計量検定所 工業研究所 高等技術学校 建設事務所  流域下水道事務所 教育支援事務所 埋蔵文化財センター 高等学校 特別支援学校	所長 研究管理監 林業人材育成推進監 総括研究員 副参事 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長 所長 副所長 室長 副参事 校長 副校長 教授 所長 副所長 所長 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長 校長 副参事 教頭 事務長 所長 副所長 室長 副参事 専門監 技術管理監 所長 副所長 室長 副参事 専門監 所長 所長 副所長 副参事 校長 教頭 事務長 船長 校長 教頭 事務長

#### 第4節 公平委員会の事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、昭和41年から四日市港管理組合の公平事務の委託を受けている。

令和5年度においては、当委員会に対して、四日市港管理組合職員から措置要求、審査請求の申請、職員相談はいずれもされなかった。

また、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則により四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定めているが、令和5年度においては改正を行っていない。

なお、令和6年3月31日現在における四日市港管理組合の管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

機 関	職
議会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
管理者の事務部局	部長 理事 次長 参事 会計管理者 課(室)長 調整監 港湾施設管理監 副参事 検査監 総務課で人事、給与制度、 予算及び庁舎管理を担当する副課長並びに人事及び給与制度を 担当する主査、主任及び主事

## 第5節 労働基準監督

地方公務員法第8条第1項及び第58条第5項の規定に基づき、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の概要は次のとおりである。

### 1 勤務環境に関する実態調査

職員を取り巻く勤務環境の実態を把握するとともに、県の事業所における勤務条件の適正化及び職員の安全衛生の確保を図ることを目的として調査を実施した。

#### (1)調査の概要

- ・「状況調査」任命権者に対して、人事委員会報告で言及した主な課題に係る取組状況及び労働基準法、労働安全衛生法の周知や適用状況を確認。
- ・「事業所調査」事業所に対して、職員の勤務状況及び労働安全衛生に係る取組状況等について確認。

#### (2)調査対象

知事部局（各種委員会を含む）、教育委員会、警察本部

#### (3)調査実績

令和3年度 調査数 状況調査6回、事業所調査3か所  
令和4年度 調査数 状況調査6回、事業所調査3か所  
令和5年度 調査数 状況調査8回、事業所調査12か所

## 2 号別決定

### (1)人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和6年3月31日現在)

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
12	消防学校、保健環境研究所、工業研究所、公衆衛生学院、高等技術学校、農業大学校、埋蔵文化財センター、図書館、総合博物館、斎宮歴史博物館、美術館、県立高等学校、特別支援学校、警察学校



労働基準法別表 第1号別等	事業所名
官公署の 事業  (別表第1に 掲げる事業 を除く。)	知事部局の各部局、地域防災総合事務所、地域活性化局、県税事務所、自動車税事務所、福祉事務所、児童相談所（一時保護課を除く。）、児童相談センター、農林水産事務所、農林事務所、農政事務所、家畜保健衛生所、建設事務所、流域下水道事務所、食肉衛生検査所、計量検定所、病害虫防除所、東京事務所、関西事務所、女性相談所、障害者相談支援センター、人権センター、中央農業改良普及センター、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、教育支援事務所、警察本部各課室隊所、運転免許センター、警察署

(2)労働基準監督署が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和6年3月31日現在)

労働基準法別表 第1号別等	事業所名
1	警察車両整備工場
6	林業研究所、農業研究所
7	畜産研究所、水産研究所
13	保健所、児童相談所（一時保護課に限る。）、動物愛護推進センター、国児学園、子ども心身発達医療センター、こころの健康センター

### 3 貯蓄金管理状況報告（労働基準法第18条）

貯蓄金管理状況報告書		使用者	貯蓄金管理協定書	
届出年月日	受理年月日		届出年月日	受理年月日
R5.4.28	R5.4.28	県教育委員会	S47.1.20	S47.1.25

4 ボイラー等性能検査（労働安全衛生法第41条）

事業所名	検査対象		検査日	有効期間	備考
	ボイラー	第一種 圧力容器			
総合博物館		1	R5.9.26	R5.10.21~R6.10.20	107-1号
工業研究所 金属研究室	1		R5.10.30	R5.11.24~R6.11.23	65号
工業研究所 窯業研究室		1	R6.3.1	R6.3.24~R7.3.23	99-1号
保健環境 研究所		1	R5.4.6	R5.4.16~R6.4.15	100-1号
		1	R5.6.1	R5.6.14~R6.6.13	102号
桑名工業 高等学校	1		休止中	休止期間 R5.5.24~R8.5.23	103号
四日市農芸 高等学校		1	R6.3.5	R6.4.8~R7.4.7	58号
		1	R6.3.5	R6.4.13~R7.4.12	98号
四日市工業 高等学校	1		R5.4.26	R5.5.26~R6.5.25	101号
久居農林 高等学校		1	休止中	休止期間 R6.1.26~R9.1.25	54号
水産高等学校	1		R6.2.2	R6.2.16~R7.2.15	78号
		1	R6.3.4	R6.3.28~R7.3.27	70号
伊賀白鳳 高等学校	1		R6.2.15	R6.3.8~R7.3.7	79-1号
		1	R5.4.14	R5.4.24~R6.4.23	106-1号
伊勢警察署	1		R5.7.6	R5.8.11~R6.8.10	69号

ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査については、平成6年度から（社）日本ボイラ協会三重検査事務所が実施している。

5 ボイラー等設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象		受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	ボイラー	第 一 種 圧力容器			
該当なし					

6 ボイラー等廃止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 48 条・83 条）

事業所名	廃止されたボイラー等の 数		検 査 証 が 返還された日	備 考
	ボイラー	第 一 種 圧力容器		
四日市中央工業高等学校		1	R6.2.20	

7 ボイラー等休止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 45 条・80 条）

事業所名	休止されたボイラー等の数		受 理 年 月 日	休止期間
	ボイラー	第 一 種 圧力容器		
久居農林高等学校		1	R6.1.17	R6.1.26～ R9.1.25
桑名工業高等学校	1		R6.1.17	R5.5.24～ R8.5.23

8 クレーン設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象	受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	クレーン			
該当なし				

## 第3章 任用関係業務

### 第1節 採用試験

令和5年度においては、三重県職員採用候補者 A・B・C 試験、三重県職員採用候補者 A 試験（秋季）、三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験、三重県警察官 A・B 採用候補者試験、市町立小中学校職員採用候補者 B・C 試験を実施した。

試験の種類	概要
三重県職員採用候補者 A 試験	試験問題が大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 B 試験	試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 C 試験	試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 A 試験 （秋季）	職務経験の有無に関わらず、就職氷河期世代も受験可能な採用試験
三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験	民間企業等での職務経験を通じて、即戦力として活躍できる人材を求める採用試験
三重県警察官採用候補者試験	巡査を採用するために行う採用試験 大学卒業及び卒業見込みの人を対象とした警察官 A 採用候補者試験を2回に分けて実施するとともに、警察官 A の学歴要件に該当しない人を対象とした警察官 B 採用候補者試験を実施。（大阪府からの依頼により、A 試験1回目は2府県の共同試験として実施。）
市町立小中学校職員採用候補者 B 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
市町立小中学校職員採用候補者 C 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験

各試験の受験資格・試験日程及び実施結果等は次頁以降のとおりである。

受験者確保のため、県職員等の仕事を紹介する説明会やガイダンスを実施したほか、民間が主催する就職・転職フェアへの参加、大学等での説明、X（旧 Twitter）等の SNS の活用などにより、職務内容等の紹介や三重県が魅力ある職場であることの広報を実施した。

競争試験の受験資格・試験日程 (令和5年度)

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第1次試験		第2次試験		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所		
三重県職員	A試験	行政Ⅰ・行政Ⅱ・福祉技術・環境化学・農学・農学(新方式)・林学・林学(新方式)水産・総合土木・総合土木(新方式)・建築・建築(新方式)・電気・薬剤師・保健師・管理栄養士	5.9	5.9 ～ 5.30	6.18	津	7.15 7.23 ～ 8.2	津	8.13	8.14
	B試験	警察事務・司書	7.14	7.14 ～ 8.21	9.24	津	10.20 ～ 10.26	津	11.13	11.14
	C試験	一般事務・農業・林業・総合土木・電気・警察事務				津 伊勢 尾鷲	10.23 ～ 10.24	津	11.13	11.14
	A試験 (秋季)	行政(秋季)	7.14	7.14 ～ 8.24	9.24	津	10.21 ～ 10.22	津	11.13	11.14
	民間企業等職務経験者	行政(デジタル)・総合土木	S56.4.2以降に生まれた人で民間企業等における職務経験(試験区分の業務に関するものに限る)が受験申込時において5年以上ある人	7.14	7.14 ～ 8.24	9.24	津	10.28	津	11.13

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第1次試験		第2次試験		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所		
警察官	警察官A 1回目 (男性・女性・語学・ 武道) (共同:大阪府)	S63.4.2以降に生まれ た人で、大卒者又は R6.3.31までに卒業見 込みの人	3.17	3.17 ～ 4.19	5.14	津	6.19 ～ 6.23	津	7.24	7.25
		S63.4.2以降に生まれ た人で、大卒者又は R6.3.31までに卒業見 込みの人	7.14	7.14 ～ 8.21	9.17	津	11.10 ～ 11.16	津	12.5	12.6
	警察官B 男性・女性	S63.4.2～H18.4.1に 生まれた人で、警察官 Aの学歴要件に該当し ない人	7.14	7.14 ～ 8.21	9.17	津 伊勢 尾鷲	11.10 ～ 11.13	津	12.5	12.6
市町立小中学校職員	B試験 学校事務	H8.4.2～H16.4.1に 生まれた人	7.14	7.14 ～ 8.21	9.24	津	10.20 ～ 10.26	津	11.13	11.14
	C試験 学校事務	H14.4.2～H18.4.1 に生まれた人				津 伊勢 尾鷲	10.23	津	11.13	11.14

(参考) 試験会場

試験名	一次試験会場	二次試験会場
A試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館、勤労者福祉会館
B試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館
C試験	津高校、伊勢庁舎、尾鷲庁舎	吉田山会館、勤労者福祉会館
A試験(秋季)	津高校	県庁講堂、吉田山会館
民間企業等職務経歴者	津高校	吉田山会館
警察官A(1回目)	警察学校	津庁舎
警察官A(2回目)	警察学校	吉田山会館
警察官B	警察学校、伊勢警察署、尾鷲庁舎	吉田山会館

令和5年度三重県職員等採用候補者試験実施状況

令和6年4月1日現在

試験種類	試験区分		採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率
					受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率		
三重県 職員 採用試験	一般 行政 分野	行政Ⅰ	約 52	360	253	70.3%	110	2.3	102	92.7%	71	3.6
		行政Ⅱ	約 14	90	61	67.8%	31	2.0	29	93.5%	16	3.8
	福祉 分野	福祉技術	約 6	19	14	73.7%	9	1.6	9	100.0%	6	2.3
	環境 分野	環境化学	約 6	19	11	57.9%	8	1.4	8	100.0%	8	1.4
	自然 分野	農学 (一般方式)	約 7	22	17	77.3%	12	1.4	10	83.3%	7	2.4
		農学 (新方式)	約 1	7	6	85.7%	4	1.5	4	100.0%	2	3.0
		林学 (一般方式)	約 3	9	8	88.9%	5	1.6	5	100.0%	4	2.0
		林学 (新方式)	約 1	3	3	100.0%	2	1.5	2	100.0%	1	3.0
		水産	約 1	15	13	86.7%	4	3.3	4	100.0%	1	13.0
	工学 分野	総合土木 (一般方式)	約 21	26	18	69.2%	17	1.1	16	94.1%	15	1.2
		総合土木 (新方式)	約 4	9	7	77.8%	3	2.3	3	100.0%	3	2.3
		建築 (一般方式)	約 3	5	3	60.0%	2	1.5	2	100.0%	2	1.5
		建築 (新方式)	約 2	3	1	33.3%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
		電気	約 2	6	4	66.7%	3	1.3	3	100.0%	2	2.0
	健康 衛生 分野	薬剤師	約 3	4	3	75.0%	3	1.0	2	66.7%	2	1.5
		保健師	約 5	14	12	85.7%	9	1.3	9	100.0%	6	2.0
		管理栄養士	約 3	20	17	85.0%	8	2.1	8	100.0%	3	5.7
	小 計		約 134	631	451	71.5%	231	2.0	217	93.9%	150	3.0
	行政(秋季)		5	244	160	65.6%	35	4.6	33	94.3%	10	16.0
	合 計		約 139	875	611	69.8%	266	2.3	250	94.0%	160	3.8

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率		
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率				
三重県 職員 採用試験	民間	行政(デジタル)	約 1	5	4	80.0%	3	1.3	3	100.0%	1	4.0	
		総合土木	約 2	2	2	100.0%	2	1.0	2	100.0%	2	1.0	
		合 計	約 3	7	6	85.7%	5	1.2	5	100.0%	3	2.0	
	B	警察事務	約 11	83	45	54.2%	25	1.8	23	92.0%	13	3.5	
		司書	約 1	7	7	100.0%	3	2.3	3	100.0%	1	7.0	
		合 計	約 12	90	52	57.8%	28	1.9	26	92.9%	14	3.7	
	C	一般 行政 分野	一般事務	約 8	57	45	78.9%	22	2.0	22	100.0%	11	4.1
			自然 分野	農業	約 6	8	6	75.0%	5	1.2	4	80.0%	4
			林業	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	0	-
		工学 分野	総合土木	約 12	28	28	100.0%	24	1.2	23	95.8%	21	1.3
			電気	約 1	2	2	100.0%	0	-	-	-	-	-
		警察事務	約 7	50	42	84.0%	21	2.0	20	95.2%	10	4.2	
		合 計	約 35	146	124	84.9%	73	1.7	70	95.9%	46	2.7	
	県職員合計	約 189	1,118	793	70.9%	372	2.1	351	94.4%	223	3.6		



試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験		最終 合格者 数	競争率
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率		
警察官 採用試験	男性	約 38	157	125	79.6%	91	1.4	81	89.0%	43	2.9
	女性	約 12	55	45	81.8%	29	1.6	25	86.2%	14	3.2
	語学 ポルトガル語	約 1	1	0	-	-	-	-	-	-	-
	語学 スペイン語	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
	A ① 武道 柔道(男性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
	武道 柔道(女性)	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	武道 剣道(男性)	約 1	2	2	100.0%	1	2.0	1	100.0%	1	2.0
	武道 剣道(女性)	約 1	1	1	100.0%	1	1.0	1	100.0%	1	1.0
	小 計	約 56	218	175	80.3%	124	1.4	110	88.7%	61	2.9
	男性	約 6	57	39	68.4%	21	1.9	21	100.0%	11	3.5
	女性	約 4	21	13	61.9%	9	1.4	8	88.9%	7	1.9
	語学 ポルトガル語	約 1	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	約 11	78	52	66.7%	30	1.7	29	96.7%	18	2.9
	合 計	約 67	296	227	76.7%	154	1.5	139	90.3%	79	2.9
	B 男性	約 22	102	80	78.4%	56	1.4	54	96.4%	30	2.7
	女性	約 12	49	39	79.6%	28	1.4	24	85.7%	15	2.6
	小 計	約 34	151	119	78.8%	84	1.4	78	92.9%	45	2.6
警察官合計	約 101	447	346	77.4%	238	1.5	217	91.2%	124	2.8	
市町立 小中学校 職員 採用試験	B 学校事務	約 15	99	63	63.6%	35	1.8	28	80.0%	15	4.2
	C 学校事務	約 2	12	7	58.3%	5	1.4	5	100.0%	2	3.5
	小中学校職員合計	約 17	111	70	63.1%	40	1.8	33	82.5%	17	4.1
総合計	約 307	1,676	1,209	72.1%	650	1.9	601	92.5%	364	3.3	

## 第2節 採用選考

職員の採用は、地方公務員法により競争試験によって行うことを原則としているものの、職務と責任の特殊性等から競争試験になじまない職については、選考によることができるものとなっている。

### 1 選考職種 of 採用選考

「選考職種の指定及び採用資格要件」(昭和41年5月10日三重県人事委員会告示第1号)で指定する職種について、各任命権者からの申請に基づき実施した選考の結果は次頁のとおりである。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者を雇用するために実施している選考については、平成30年度までは身体障がい者を対象に実施していたが、令和元年度から精神障がい者、令和2年度から知的障がい者も対象とした。

### 2 職級別の採用選考

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった職級別の採用選考(国の機関等からの割愛採用等。上記1の選考職種採用は除く。)は合計126名であり、内訳は次表のとおりである。(令和5年度中に任用したもの)

(単位：人)

任命権者 職級	知事等	病院事 業庁長	企業 庁長	議会 議長	教育 委員会	警察 本部長	計
部長級				1			1
次長級	2					1	3
課長級	9		1		4	1	15
課長補佐級	12				10		22
主査級	11				9	3	23
主任級	17				6	1	24
主事・技術級	13						13
警視						6	6
警部						10	10
警部補						3	3
巡査部長						3	3
巡査長						1	1
巡査						2	2
計	64		1	1	29	31	126

令和5年度採用選考の状況

(単位:人)

職 種	任命権者	実施日	採用 予定数	申込者数	受験者数	基準 達成者数
獣医師	知事	5.5.21	2	1	1	1
心理判定員	知事	5.7.9/5.7.16	7	17	15	10
児童福祉司	知事	5.7.9	3	7	7	1
試験研究技師	知事	5.7.9	1	4	4	4
臨床検査技師	知事	5.7.9	1	1	1	0
航空整備士	警察本部長	5.7.9	1	1	1	1
保育士	知事	5.7.9	1	3	3	2
機関士	知事	5.7.9	1	1	1	0
獣医師	知事	5.7.9	7	6	6	3
一般事務 (障がい者)	知事	5.10.22 5.11.27~12.7	3	16	11	4
一般事務(特別枠) (障がい者)	知事	5.10.22 5.11.27~12.7	1	16	15	1
警察事務 (障がい者)	警察本部長	5.10.22 5.11.27~12.7	1	4	4	1
学校事務 (障がい者)	教育委員会	5.10.22 5.11.27~12.7	1	9	8	1
航海士	知事	5.11.12	2	2	2	2
臨床検査技師	知事	5.11.12	1	2	1	0
児童福祉司	知事	5.11.12	2	8	8	5
心理判定員	知事	5.11.12	2	8	7	3
職業訓練指導員	知事	5.11.12	1	1	1	1
自動車検査員	警察本部長	5.11.12	1	1	1	0
行政実務経験者(行政)	知事	5.11.26	若干名	1	1	1
航海士	教育委員会	6.1.21	1	1	1	0
機関士	教育委員会	6.1.21	1	1	1	1
獣医師	知事	6.2.4	6	1	1	1
作業療法士	知事	6.2.4	1	3	2	0
児童福祉司	知事	6.2.4	1	1	1	1
心理判定員	知事	6.2.4	2	3	1	0
試験研究技師	知事	6.2.4	1	2	1	1
臨床心理士	警察本部長	6.2.4	2	1	1	1
自動車検査員	警察本部長	6.2.4	1	2	2	1
計			55	124	109	47

※1次、2次に分かれる選考の受験者数は、1次の受験者数。  
 ※障がい者の選考の基準達成者数は、合格者数と読み替える。

### 第3節 臨時的任用の承認

臨時的任用については、地方公務員法に基づき、職員の任用に関する規則で「緊急の場合」、「臨時の職である場合」、「任用候補者名簿に候補者がいない場合」において、任命権者は人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で任用することができるとされている。

本年度の任用件数（※人事委員会承認分）は延べ266件で、そのすべてが三重県教育委員会における任用である。

（※臨時的任用の承認に関する権限は一部任命権者に委任している。）

区分	任用延件数
三重県知事	0
三重県教育委員会	266
計	266

## 第4章 給与関係業務

令和5年10月13日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、人事管理及び職員の給与について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行った。

なお、勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料とするため、人事統計調査により職員の給与の実態を把握するとともに、職種別民間給与実態調査により民間従業員の給与の実態を把握した。

給与改定の概要と職員の給与等に関する報告及び勧告の内容は、次のとおりである。

### I 本年の民間給与との比較による給与改定

改定の概要	実施年月日
1 月例給 【給料表】 ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定 (行政職給料表平均改定率0.9%) 【初任給調整手当】 ・ 医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ	R5.4.1
2 ボーナス(特別給) ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.40月)が、民間の特別給の支給割合(4.48月)を下回っていることから、支給月数を4.50月に引上げ ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分	R5.12.1 R6.4.1

### II 獣医師に対する初任給調整手当の改定

改定の概要	実施年月日
・ 初任給調整手当の月額の上限を30,000円から50,000円に引上げ ・ 支給期間については上限を12年から15年に延長	R6.4.1

## 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和5年10月13日）

### 【報告】

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事統計調査を実施し、職員の給与の実態を把握するとともに、民間従業員の給与の実態を把握するため、人事院と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 796 の民間事業所のうちから、159 事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。

また、物価・生計費等職員の給与決定に係りのある諸般の事情についても、調査・検討を行った。

### I 職員の給与を決定する諸条件等

#### 1 職員の給与と民間従業員の給与との比較

##### (1) 公民給与の較差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	383,550 円
職員(行政職)の給与 (B)	380,685 円
較差 (A)-(B)	2,865 円 (0.75%)

##### (2) 諸手当の比較

###### ア 扶養手当

扶養家族の構成	民 間		職 員
	三 重 県	全 国	
配 偶 者	12,393円	12,744円	6,500円
配偶者と子1人	18,697円(6,304円)	19,272円(6,528円)	16,500円(10,000円)
配偶者と子2人	24,760円(6,063円)	25,373円(6,101円)	26,500円(10,000円)

(注)・( )内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

・職員の配偶者に係る手当は行政職給料表7級以下（これに相当する職務の級を含む、以下の級について同じ）の職員について記載。行政職給料表8級の職員は3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。

###### イ 賞与等の特別給

民 間		職 員
三 重 県	全 国	
4. 48月分	4. 49月分	4. 40月分

#### 2 物価・生計費の動向（令和5年4月）

##### (1) 消費者物価指数（対前年同月比）

津 市	全 国
3. 3%	3. 5%

## (2) 標準生計費

区 分	津 市		全 国	
	1人世帯	4人世帯	1人世帯	4人世帯
食 料 費	30,040 円	65,100 円	33,220 円	72,000 円
住居関係費	90,870 円	79,010 円	46,640 円	40,550 円
被服・履物費	4,030 円	6,130 円	5,760 円	8,760 円
雑 費 I	30,740 円	90,480 円	24,830 円	73,090 円
雑 費 II	14,420 円	30,010 円	10,460 円	21,770 円
合 計	170,100 円	270,730 円	120,910 円	216,170 円

(注) 雑費 I (保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽)

雑費 II (その他の消費支出 (諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金))

## II 職員の給与に関する見解

### 1 本年の民間給与との比較による給与改定

#### (1) 公民給与の較差

- ・ 4月分の公民較差について、役職・学歴・年齢別に対比して公民較差を算出

較 差 2,865 円 (0.75%) [人事院勧告 3,869 円 (0.96%)]

#### (2) 給与改定

##### 月例給

##### 【給料表】

- ・ 公民較差を解消するため、引上げ改定  
(行政職給料表平均改定率 0.9%)

##### 【初任給調整手当】

- ・ 医師等に対する支給月額を人事院勧告に準じて引上げ
- ボーナス (特別給)
- ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数 (4.40月) が、民間の特別給の支給割合 (4.48月) を下回っていることから、支給月数を4.50月に引上げ
  - ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分

#### (3) 実施時期

- ・ 月例給 : 令和 5 年 4 月 1 日
- ・ ボーナス (特別給) : 令和 5 年 12 月 1 日  
(令和 6 年度以降の改定は令和 6 年 4 月 1 日)

## 2 獣医師に対する初任給調整手当の改定

- ・安定的な採用が困難な獣医師の人材確保のため、他の都道府県における給与上の処遇改善の状況等をふまえ、初任給調整手当の月額の上限を30,000円から50,000円に引き上げ、支給期間については上限を12年から15年に延長
- ・令和6年4月1日から実施

## 3 その他の課題

### (1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

- ・本年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」、「働き方やライフスタイルの多様化への対応」における給与制度のアップデートの骨格案が整理・公表されたことから、本委員会においては、引き続き人事院の動向を注視するとともに、本県の状況をふまえた対応を検討していく必要

### (2) 教育職員給与

- ・令和5年5月に中央教育審議会が、文部科学大臣の諮問「質の高い教師を確保するための環境整備に関する総合的な方策について」を受け、処遇改善のあり方について検討。本委員会としてもその動向を注視していく必要

## 【勧告】

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）を改正することを勧告する。

## I 令和5年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

### 1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。※別記第1省略

#### (2) 初任給調整手当

医師または歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

#### (3) 期末手当及び勤勉手当



ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分)とすること。

(イ) 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.05月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分)とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

※別記第2及び別記第3省略

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合  
期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分  
とすること。

## II 獣医師に対する初任給調整手当の改定のための職員の給与に関する条例の 改正

獣医師の資格を有する職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員に対し、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

## III 改定の実施時期等

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(3)のイ及びIの2の(2)のイについては、令和5年12月1日から、Iの1の(3)のイ及びIの2の(2)のイならびにIIについては令和6年4月1日から実施すること。

## 人事委員会年報（令和5年度）

令和6年6月発行

編集 三重県人事委員会事務局

〒514-0004 津市栄町 1-891

（勤労者福社会館 4階）

電話：（059）224-2930

FAX：（059）226-7545

E-mail：jinjii@pref.mie.lg.jp

ホームページアドレス：

<https://www.pref.mie.lg.jp/JINJII/HP/>